

小規模多機能型居宅介護事業所 多機能ホームやまぐち

重 要 事 項 説 明 書

事業所番号 第4391500214号



当事業所は、ご契約者(以下「利用者」という)に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス(以下「介護サービス」という)を提供します。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明致します。

目 次

1. 事業者	P 2
2. 事業所の概要	P 2～3
3. 居室等の概要	P 3
4. 事業実施地域及び営業時間	P 3
5. 職員の配置状況	P 4
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 4～10
7. 苦情の受付について	P 10
8. 運営推進会議の設置	P 10
9. 協力医療機関、バックアップ施設	P 11
10. 非常火災時の対応	P 11
11. サービス利用にあたっての留意事項	P 11
12. サービス利用にあたっての禁止行為	P 11

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 慈雲会
法 人 所 在 地	〒 863-2171 熊本県天草市佐伊津町928番地
電 話 番 号	0969-23-6610
F a x	0969-23-6997
代 表 者 氏 名	理事長 蓮 池 肇 一
設 立 年 月 日	昭和48年5月25日

2. 事業所の概要

事 業 所 の 種 類	小規模多機能型居宅介護事業所及び短期利用居宅介護		
指 定 年 月 日	平成24年4月1日		
事 業 の 目 的	要介護者・要支援者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通い、訪問、宿泊の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者等の日々の暮らしの支援を行い、また、要介護者等の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者等の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。		
事 業 所 の 名 称	多機能ホームやまぐち		
事業所の所在地	〒863-0003 熊本県天草市本渡町本渡950番地1		
電 話 番 号	0969-22-2522	Fax	0969-22-2523
代 表 者 氏 名	立 川 尚 己		
管 理 者 氏 名	末松佐知子		
運 営 方 針	利用者ひとり一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。		
開 設 年 月	平成24年4月1日		
登 録 定 員	29名（通いサービス定員 15名、宿泊サービス定員 9名）		
短期利用居宅介護定員 期 間	定員：概ね1～2名 期間：利用開始より7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）		

※ サービス評価（自己評価・外部評価）の実施状況

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
有	令和6年2月16日	運営推進会議	事業所内に備え付け、一般の縦覧に供しています。

※ 第三者評価の実施状況

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
無			

3. 居室等の概要

(1) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

宿泊サービスに利用される居室は、個室です。

居 室 ・ 設 備 の 種 類	備 考
宿泊室	全室個室（洗面所、エアコン完備）9室（内和室2室）
居間・食堂	97.84㎡（床暖房完備）
台所	14.36㎡ オープンキッチン
浴室	12.12㎡ 一般浴槽・浴槽内昇降機付き小風呂
消防設備	火災報知器・消火器・煙感知器・スプリンクラー

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設、設備です。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業実施地域

本渡南・本渡北・佐伊津町・本町・亀場町・朽宇土町

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
通 い サ ー ビ ス	（基本時間） 7：00～21：00
訪 問 サ ー ビ ス	24時間
宿 泊 サ ー ビ ス	（基本時間） 21：00～7：00

※ 相談については、8：00～17：30で受け付けています。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜ 主な職員の配置状況 ＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 務 内 容	常勤	指定基準
①管理者	事業所の管理者です。	1名	1名
②介護支援専門員	利用者に関わる介護サービス計画を作成します。また、苦情等の相談業務も行います。	1名	1名
③看護職員	主に利用者の健康管理や療養上の看護を行いますが、日常生活上の介護・介助等も行います。	1名以上	1名
④介護職員	利用者の日常生活上の介護及び支援並びに健康保持のための相談・助言等を行います。	5名以上	3名に対し1名

＜ 主な職種の勤務体制 ＞

職 種	勤 務 体 制
①管理者	勤務時間 …………… 8：00 ～ 17：30
②介護支援専門員	勤務時間 …………… 8：00 ～ 17：30
③看護職員	勤務時間 …………… 7：00 ～ 21：00
④介護職員	主な勤務時間 …… 7：00 ～ 21：00 夜勤の勤務時間 … 17：00 ～ 8：00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

○ 当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つがあります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - ・ 介護保険の給付の対象となるサービス
 - (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合
 - ・ 介護保険の給付の対象とならないサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は、費用全体の1割、2割又は3割の金額となります。

以下のサービス内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するかについては、利用者と協議のうえ、小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）に定めます。

＜ サービスの概要 ＞

◎ 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事支援

- ・ 食事の準備、後片付け
- ・ 食事摂取の介助・その他の必要な食事の介助を行います。
- ・ 調理場で利用者が調理することもできます。
- ・ 食事サービスの利用は任意です。

② 入浴支援

- ・ 入浴又は清拭を行います。
- ・ 衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・ 入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄支援

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を行います。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

◎ 訪問サービス

- ・ 利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む。）は、無償で提供させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は、行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者若しくは家族からの金銭又は高価な物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他、利用者若しくはその家族等に対して行う迷惑行為

◎ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

サービス利用料金について

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

※ 通い、訪問、宿泊（快夫費用分）全てを含んだ1ヶ月単位の費用額

利用料金は、1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額1割、2割又は3割）をお支払いください。

自己負担1割の場合

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
② 介護保険から給付される金額	31,050円	62,748円	94,122円	138,330円	201,231円	222,093円	244,881円
③ サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	3,450円	6,972円	10,458円	15,370円	22,359円	24,677円	27,209円

自己負担2割の場合

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
② 介護保険から給付される金額	27,600円	55,776円	83,664円	122,960円	178,872円	197,416円	217,672円
③ サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	6,900円	13,944円	20,916円	30,740円	44,718円	49,354円	54,418円

自己負担3割の場合

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① サービス利用料金	34,500円	69,720円	104,580円	153,700円	223,590円	246,770円	272,090円
② 介護保険から給付される金額	24,150円	48,804円	73,206円	107,590円	156,513円	172,739円	190,463円
③ サービス利用に係る自己負担額 (①-②)	10,350円	20,916円	31,374円	46,110円	67,077円	74,031円	81,627円

★ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は介護計画に定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額は致しません。

★ 入院された場合には、その月のサービス利用を日割りした料金をお支払いいただきます。

★ 月途中から登録した場合又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

①登録日 … 利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

②登録終了日 … 利用者当事業所の利用契約を終了した日

★ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合には、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

★ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は、別途いただきます。

★ 介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

◎ その他の加算

自己負担1割の場合

初期加算	1日	30円	利用開始から30日間
認知症加算Ⅲ	1ヶ月	760円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1ヶ月	460円	要介護2で認知症自立度Ⅱランク
若年性認知症利用者受入加算	1ヶ月	800円	
看護職員配置加算（Ⅱ）	1ヶ月	700円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に13.4%を乗じた単位数で算定		
訪問体制強化加算	1ヶ月	1,000円	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）	1ヶ月	1,200円	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に10%を乗じた単位数で算定		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位数で算定		

自己負担2割の場合

初期加算	1日	60円	利用開始から30日間
認知症加算Ⅲ	1ヶ月	1,520円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1ヶ月	920円	要介護2で認知症自立度Ⅱランク
若年性認知症利用者受入加算	1ヶ月	1,600円	
看護職員配置加算（Ⅱ）	1ヶ月	1,400円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に13.4%を乗じた単位数で算定		
訪問体制強化加算	1ヶ月	2,000円	
総合マネジメント体制強化加算	1ヶ月	2,400円	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に10%を乗じた単位数で算定		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位数で算定		

自己負担3割の場合

初期加算	1日	90円	利用開始から30日間
認知症加算Ⅲ	1ヶ月	2,280円	認知症自立度Ⅲランク以上
認知症加算Ⅳ	1ヶ月	1,380円	要介護2で認知症自立度Ⅱランク
若年性認知症利用者受入加算	1ヶ月	2,400円	
看護職員配置加算（Ⅱ）	1ヶ月	2,100円	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数に13.4%を乗じた単位数で算定		
訪問体制強化加算	1ヶ月	3,000円	
総合マネジメント体制強化加算	1ヶ月	3,600円	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数に10%を乗じた単位数で算定		
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数に5%を乗じた単位数で算定		

※1 初期加算は、30日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算します。

※2 認知症加算は、対象者のみ加算（主治医の意見書参考）します。

※3 看護職員配置加算は、要支援者を除く利用者が対象です。

※4 訪問体制強化加算は、要支援者を除く利用者が対象です。

※5 総合マネジメント体制強化加算は、全利用者が対象です。

※6 中山間地域とは御所浦町を除く天草全域となりますので、中山間地域等における小規模事業所加算は全利用者が対象です。

※7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は事業実施地域外の方のみ対象です。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

< サービスの概要と利用料金 >

◎ 食事の提供

利用者に提供する食事に要する費用（食事代）

料金：朝食 250円 昼食 500円 夕食 500円

◎ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊に要する費用

料金：1泊につき 1,400円（日常生活費 300円含む）

◎ おむつ等

料金：おむつ代及びパット代は、実費をいただきます。

◎ レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただきます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月20日までに、お支払いください。

① 自動口座引き落とし ② 指定口座振込み ③ 事業所窓口での現金払い

(4) 利用中止、変更、追加

☆ 介護サービスは、介護計画定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用者の都合によっては、利用予定日前に介護サービスの利用を中止、変更又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービス提供実施日の前日までに申し出てください。

サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービス提供ができない場合には、利用稼働日を提示して協議します。

サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いただきません。

(5) 介護計画について

介護サービスは、利用者ひとり一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議のうえで介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は、書面で利用者に説明のうえ交付します。

7. 苦情の受付について

当事業所では、利用者、家族からの苦言・苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

(1) 当事業所における苦情の受付

区 分	氏 名	肩書・職種	連絡先
苦情受付担当者	末松佐知子	管理者	0969-22-2522
受 付 時 間	毎日 8:00 ~ 17:30		

(2) 行政機関その他苦情受付機関

天草市役所 高齢者支援課	所 在 地 : 天草市東浜町8番1号 電話番号 : 0969-23-1111
熊本県国保連合会 介護サービス相談窓口	所 在 地 : 熊本市東区健軍2丁目4番10号 電話番号 : 096-214-1101
熊本県社会福祉協議会内 熊本県運営適正化委員会	所 在 地 : 熊本市中央区南千反畑3番7号 電話番号 : 096-324-5471 FAX : 096-324-5456

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

< 運営推進会議 >

構 成 : 利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市職員、地域包括支援センター職員
小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催 : 隔月で開催

会議録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し公表します。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

< 協力医療機関・施設 >

永芳医院	天草市栄町12-13 ☎ 0969-23-1166
中嶋歯科医院	天草市東浜町13-16 ☎ 0969-24-3231
特別養護老人ホーム慈晃園	天草市佐伊津町928 ☎ 0969-23-6610

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に沿って対応を行います。また、避難訓練を年2回利用者も参加して行います。

11. サービス利用にあたっての留意事項

- サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従ってご利用ください。これに違反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただく場合があります。
- 所持品は、自己の責任で管理してください。
- 他の利用者に対する迷惑行為や宗教活動及び政治活動は、禁止します。
- 感染症に罹患された場合や感染症の疑われる症状がある場合には他利用者への感染を防ぐために、集団となる通いや泊りサービスの提供を中止させて頂く場合があります。また、新型コロナウイルス感染予防のため流行地域への往来など家族の体調も含めて、情報提供いただきますようよろしくお願い致します。

12. サービス利用にあたっての禁止行為

利用者及び家族等が当事業所や当事業所の職員に対し下記の禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、当事業所は、即座にサービスを終了することができます。

- 1、当事業所の職員に対しての暴言、暴力、いやがらせ、誹謗中傷の迷惑行為。
- 2、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- 3、サービス利用中に利用者以外の写真や動画の撮影、又録音などをインターネットなどに掲載する事。

令和 年 月 日

私は、本書面にに基づき事業所から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所：

氏名：

署名代行人兼代理人住所：

氏名：

(続柄)

サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

多機能ホームやまぐち

管理者：

説明者：